明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

令和元年度及び令和二年度に発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

18　精神病床数は、前年の七月一日現在における都道府県立病院、都道府県立大学附属病院及び都道府県立リハビリ病院の精神病床の許可病床を合算した数とする。

19　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

$$[\ \{\ (1\ /\ 6)\ +\ (5\ /\ 6)\ \times\alpha\}\ \times\ B\ \times\ \underline{0.767}\ +\ \{\ (1\ /\ 6)\ +\ (5\ /\ 6)\ \times\beta\}\ \times C\ \times\ \underline{0.530}\ ]\ /\ A$$

算式ウの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a\times 1{,}000}{b}\ \times\ \frac{1}{10{,}198}$$

（a × 1,000）／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c\times 1{,}000}{}\ \times\ \frac{1}{}$$

行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［新設］

18　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

$$[\ \{\ (1\ /\ 6)\ +\ (5\ /\ 6)\ \times\alpha\}\ \times\ B\ \times\ \underline{0.765}\ +\ \{\ (1\ /\ 6)\ +\ (5\ /\ 6)\ \times\beta\}\ \times C\ \times\ \underline{0.537}\ ]\ /\ A$$

算式ウの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a\times 1{,}000}{b}\ \times\ \frac{1}{10{,}027}$$

（a × 1,000）／ｂに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c\times 1{,}000}{}\ \times\ \frac{1}{}$$